



# Q1

最近、外商投資企業の設立及び変更届出管理に関する新しい規定が公布されたと聞きましたが、その内容をご説明ください。

**A1** 2016年10月8日に、商務部が「外商投資企業の設立及び変更届出管理に関する暫行弁法」(2016年第3号令、以下「弁法」という)を公布し、当該「弁法」は公布日より施行される。本「弁法」は37条であり、外商投資企業の中国境内における設立及び変更事項に関して大幅変更された。本「弁法」が公布された前に、外商投資企業は中国境内において会社の設立及び変更を行う場合、「中外合資経営企業法」、「合作経営企業法」、「外資企業法」、「会社法」及びその関連法律に従って事前に許認可審査を行わなければならない、許認可を得た上で認可証書又は営業許可証を取得できる。外商投資企業の設立に関する通常の流れは以下のとおりである。工商局における商号の調査、経済発展局における認可証書の発行、工商局における営業許可証の発行、質量監督局における組織機構コード証の発行、公安局における印鑑の制作、国家・地方税務局の税務登記、銀行口座の開設、外貨管理局の外貨登記等の手続を行わなければならない、かなり時間がかかる。

本「弁法」は、国が参入特別管理措置の実施を規定する分野に該当しない外商投資企業の設立及び変更事項を許認可から届出管理に変更し、中国の外商投資管理体制に対する重要な変革となっており、更なる外商投資を招致し、中国のビジネス環境の適法化・国際化・利便性の改善とも評価される。本「弁法」に適用された「届出」は、実質的に「申告」だけで十分で、企業がその他手続を処理する前置条件にはならない。また、商務部は、当該「弁法」に対する解説において、「外商投資産業指導目録(2015年改定)」の制限類、禁止類、及び奨励類のうち持分支配・高級管理職について要求のある分野に関しては、その投資金額又は投資方法(新設又は買収)を問わず、引き続き従来の許認可管理を実施する、と明確に指摘した。即ち、上記範囲以外の外商投資企業については、いずれも届出制度を施行し、前置許認可を受ける必要はない。

Q1 听说最近公布了新的外商投资企业设立及变更备案管理规定，请说明一下其内容。

**A1** 2016年10月8日，商务部发布《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》(2016年第3号令，以下简称《办法》)，该《办法》于发布之日起施行。本《办法》共37条，就外商投资企业在中国境内设立及变更事项作出了较大的变更规定。在本《办法》颁布之前，外商投资企业在中国境内设立公司及变更时，需根据《中外合資经营企业法》、《中外合作经营企业法》、《外资企业法》、《公司法》及相关法律予以前置审批后，方可获得批准证书或营业执照。外商投资企业设立通常流程为：工商局办理名称预先核准、经发局办理批准证书、工商局办理营业执照、质监局办理组织机构代码证、公安局刻制印章、国税地税局税务登记、银行开户、外汇管理局外汇登记等步骤，会耗时较久。

本《办法》将不涉及国家规定实施准入特别管理措施的外商投资企业设立及变更事项，由审批改为备案管理，这是对中国外商投资管理体制的一次重大变革，从而进一步吸引招商引资，完善中国法治化、国际化、便利化的营商环境。本《办法》中提及的备案的性质其实为告知性备案，非企业办理其他手续的前置条件。在商务部就该《办法》的解读中明确指出涉及《外商投资产业指导目录(2015)》限制类和禁止类以及鼓励类中有股权要求、高管要求的领域，不论金额大小或投资方式(新设或者并购)均仍继续施行审批管理。即外商投资企业并非涉及上述所述范围的其他全部企业均施行备案制度，无需再进行前置审批。



翁道遠  
(中国律师)

2001年 中国華東政法大學法學部卒業  
2006年 中国律師(中国弁護士)資格取得  
2006年3月 あさひ・怡法律事務所、伊藤見富法律事務所(モリソン・フォスター外国法事務所弁護士事務所)等の日系、外資系の法律事務所の外国弁護士(2014年7月まで)  
2007年 東京大学公共政策大学院修士課程卒業  
2014年6月 上海正策律師事務所パートナー  
2014年8月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所パートナーとして入所  
2014年10月 日中投資促進機構理事就任



樓鶯  
(中国律师)

2008年9月 中国司法試験合格  
2009年7月 上海大学法學部卒業  
2013年3月 慶応義塾大学大学院民事法専攻修士課程卒業  
2013年4月 西川ソンドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業、久田・橋口法律事務所  
2015年5月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所入所  
2015年8月 上海律師協会(上海弁護士協会)に登録





## Q1

先日公布された最新の「中国知的財産権司法保護要綱」について、その具体的な内容を簡単にご紹介ください。

**A1** 2017年4月24日、最高人民法院は「中国知的財産権司法保護要綱」を公布した。中国における知的財産権に対する司法上の保護制度は、商標法、特許法、著作権法等の法律の実施や、世界貿易機構(WHO)への加盟に伴い、改善を続けてきた。

当該要綱は、知的財産権保護制度上の業務における指導思想、基本原則、主要目標及び重点施策を明確にした。

当該要綱は、以下の主要目標を含む。

調和し開放された知的財産権の司法保護政策体系の構築。明確かつ統一された知的財産権に関する裁判基準規則体系の構築。均衡がとれ発展した知的財産権についての司法制度の構築。合理的に配置された知的財産権案件の管轄制度の構築。知的財産権案件の特徴的な証拠に合致した規則体系の構築。科学的・合理的な知的財産権の損害賠償制度体系の構築。素養の高い知的財産権裁判官チームの構築。知的財産権についての国際司法交流協力における長期的メカニズムの構築。

当該要綱は、以下のような更に一歩進んだ重点施策も提言した。

著作権法、特許法及び反不正競争法等の法律に規定された懲罰性賠償制度の推進。知的財産権の権利侵害に関する法定賠償額の引上げ。実際の状況に即した「三級連動、三審合一、三位一体」の集中型・立体的裁判モデルの構築。特許法、著作権法、反不正競争法等の法律の改定に関する積極的関与。司法解釈及び司法政策に関する関連規則の法的レベルへのシフトを最大限目指し、かつ、積極的に案件の難易度による区分化を推進し、適切な簡易手続きの適用範囲の拡大を図る。

最高人民法院は、本要綱の具体的な実施業務を担い、業務の必要に応じ、相応の関連協力指導機関を開設する。また、本要綱の各項目の重点施策について、実施タイムテーブルとロードマップを確定する。情報通報制度の構築及びタイムリーな実例集約を行い、監督指導を強化することにより、地方各級人民政府に期日どおりに各業務の遂行を推進させる。

各級人民法院は、知的財産権の保護に良好な外部環境を醸成するために、世論への宣伝活動を積極的に行う。

**Q1** 听闻近日发布了最新《中国知识产权司法保护纲要》，能否简单介绍下其具体内容。

**A1** 2017年7月24日最高人民法院发布了《中国知识产权司法保护纲要》。中国知识产权司法保护制度伴随着商标法、专利法、著作权法等法律的实施以及加入世界贸易组织而不断完善。该纲要明确了知识产权司法保护工作的指导思想、基本原则、主要目标和重点措施。

该纲要的主要目标包括：建立协调开放的知识产权司法保护政策体系；建立明确统一的知识产权裁判标准规则体系；建立均衡发展的知识产权法院体系；建立布局合理的知识产权案件管辖制度体系；建立符合知识产权案件特点的证据规则体系；建立科学合理的知识产权损害赔偿制度体系；建立高素质的知识产权法官队伍；建立知识产权国际司法交流合作长效机制。

该纲要也进一步提出了一些重点措施，其中包括推动著作权法、专利法和反不正当竞争法等法律中规定惩罚性赔偿制度，提高知识产权侵权的法定赔偿额；构建符合实际情况的“三级联动、三审合一、三位一体”的集中型立体审判模式；积极参与专利法、著作权法、反不正当竞争法等法律的修订工作，力争将司法解释、司法政策中的相关规则上升为法律；并且积极推进案件繁简分流，适当扩大简易程序的适用范围。

最高人民法院负责本纲要的具体组织实施工作，根据工作需要成立相应的协调指导机构，确定本纲要各项重点措施实施的时间表和路线图。建立情况通报制度，及时总结经验，加强监督指导，推动地方各级人民法院按期完成各项工作任务。各级人民法院要积极做好舆论宣传工作，为知识产权司法保护营造良好的外部环境。

先生方へのご質問は、以下のメールアドレスへお寄せ下さい。

[info@u-how.co.jp](mailto:info@u-how.co.jp)「中国法律相談箱」係

※中国の法律に関する一般的な内容に限ります(個人に関わる内容、複雑な内容のご相談には回答致しません)

※お客様のお名前・ペンネーム等は公表致しません

※回答は誌面のみで行います。採用が決定した場合のみ、弊社より掲載予定号をメールで返信させていただきます



翁道達  
(中国律師)

2001年 中国華東政法大學法學部卒業  
2006年 中国律師(中国弁護士)資格取得  
2006年3月 あさひ・拾法律事務所、伊藤見富法律事務所(モリソン・フォスター外国法事務所弁護士事務所)等の日系、外資系の法律事務所の外国弁護士(2014年7月まで)  
2007年 東京大学公共政策大学院修士課程卒業  
2014年6月 上海正策律師事務所パートナー  
2014年8月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所パートナーとして入所  
2014年10月 日中投資促進機構理事就任



楼莺  
(中国律師)

2008年9月 中国司法試験合格  
2009年7月 上海大学法學部卒業  
2013年3月 慶応義塾大学大学院民事法専攻修士課程卒業  
2013年4月 西川ソンドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業、久田・橋口法律事務所  
2015年5月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所入所  
2015年8月 上海律師協会(上海弁護士協会)に登録





## Q1

本日国家発展改革委員会商務部が公表した最新版の「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」について、簡単にご説明いただけますか。

**A1** 2017年6月28日、国家発展改革委員会商務部は、第4号令及び「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」(以下、「2017年版目録」と略称する。)の全文を公表し、これらを2017年7月28日より施行する。同時に「外商投資産業指導目録(2015年改訂)」(以下、「2015年版目録」と略称する。)は廃止される。これは、1995年に初めて公表されて以来、7回目の改定となり、「2015年版目録」と比べ、主として以下のとおり調整が行われた。

#### 一. 積極的にかつ自動的にサービス業、製造業、及び採鉱業の開放水準を向上させる。

「2017年版目録」は、外資に対する制限措置をさらに低減して63条のみ保留し(制限類条目35条及び禁止類条目28条を含む。)、**「2015年版目録」の93条目の制限措置(奨励類において持分割合の要求を設けた条目19条、制限類条目38条、及び禁止類条目26条を含む。)**より30条目減少することとなる。

サービス業については、道路旅客運送、外国船貨物積載、信用調査及び格付サービス、会計監査、農産品の大型卸売市場、総合治水施設等の分野における外資参入制限を取り消し、製造業については、鉄道交通輸送設備、自動車電子機器、新エネルギー自動車の電池、オートバイ、食用油脂、トウモロコシの高度加工、燃料アルコール等の分野における外資参入制限を取り消し、採鉱業については、非在来型石油・ガス、貴金属、リチウム鉱等の分野における外資参入制限を取り消すこととなる。

#### 二. 外国資本参入のネガティブリストを提出する。

「2017年版目録」は、構造的な調整及び改良を行い、「2015年版目録」において一部の奨励類で持分割合の要求を設けた条目、制限類、及び禁止類を統合し、全ての国を範囲として実施する外国資本の参入に関するネガティブリストを提出し、外国資本に対し参入許可前の内国民待遇に加えネガティブリスト管理モデルを加味する基本的な依拠となる。ネガティブリスト以外の分野については、原則的に外国資本の参入に対する制限措置をとってはならないこととなる。

#### 三. 国内資本と外資に等しく適用する制限措置を削除する。

外国資本の参入に関するネガティブリスト管理モデルの特徴に従い、「2017年版目録」では、国内資本と外資に等しく適用する制限措置が提示されないようになった。「2015年版目録」のうち、制限類における大型テーマパークの建設及び経営等、並びに禁止類における「野生薬材資源保護管理条例」及び「中国珍稀絶滅危険植物名録」に記載される漢方薬加工、賭博業(競馬場を含む。)、風俗業等の条目は削除された。これらの条目が削除された以上、当該各分野は、国内資本と外資に等しく適用する原則に従って管理されることとなる。

#### 四. 奨励類の全体的安定を保持する。

「2017年版目録」においては、奨励類条目が合計348条あり、「2015年版目録」に比し新たに6条を追加し、7条を削除、35条が改訂されている。中国の産業構造の調整・最適化の方向性に合致する分野への投資を引き続き奨励するというもので、外資による「中国製造 2025」戦略及びイノベーションによる発展促進戦略への広範な参画を支持し、資本・技術・知力の誘致及び融合活用を促進することで、外資系企業が実体経済の発展に与える重要な効果が十分に発揮されることを目指している。



翁道達  
(中国律师)

2001年 中国華東政法大学法学部卒業  
2006年 中国律師(中国弁護士)資格取得  
2006年3月 あさひ・拓法律事務所、伊藤見富法律事務所(モリソン・フォスター外国法務弁護士事務所)等の日系、外資系の法律事務所の外国弁護士(2014年7月まで)  
2007年 東京大学公共政策大学院修士課程卒業  
2014年6月 上海正策律師事務所パートナー  
2014年8月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所パートナーとして入所  
2014年10月 日中投資促進機構理事就任

Q1 听闻今日国家发展改革委、商务部发布了最新的《外商投资产业指导目录(2017年修订)》，能否简单作下介绍。

**A1** 国家发展改革委、商务部于2017年6月28日发布第4号令，全文发布《外商投资产业指导目录(2017年修订)》，自2017年7月28日起施行。《外商投资产业指导目录(2015年修订)》同时废止。这是自1995年首次颁布以来的第7次修订，与《外商投资产业指导目录(2015年修订)》(以下简称2015年版《目录》)相比，主要作了以下调整。

#### 一. 积极主动提高服务业、制造业、采矿业开放水平。

2017年版《目录》进一步减少了外资限制性措施，保留63条(包括限制类条目35条、禁止类条目28条)，比2015年版《目录》93条限制性措施(包括鼓励类有股比要求条目19条、限制类条目38条、禁止类条目36条)减少了30条。

服务业重点取消公路旅客运输、外轮理货、资信调查与评级服务、会计审计、大型农产品批发市场、综合水利枢纽等领域外资准入限制，制造业重点取消轨道交通设备、汽车电子、新能源汽车电池、摩托车、食用油脂、玉米深加工、燃料乙醇等领域外资准入限制，采矿业重点取消非常规油气、贵金属、锂矿等领域外资准入限制。

#### 二. 提出外商投资准入负面清单。

2017年版《目录》对结构进行了调整优化，整合2015年版《目录》中部分鼓励类有股比要求的条目以及限制类、禁止类，提出在全国范围内实施的外商投资准入负面清单，作为对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理模式的基本依据。负面清单之外的领域，原则上不得实行对外资准入的限制性措施。

#### 三. 删除内外资一致的限制性措施。

按照外商投资准入负面清单模式特点，2017年版《目录》不再列示内外资一致的限制性措施。删除了2015年版《目录》限制类中的例如大型主题公园的建设、经营等；禁止类中的列入《野生药材资源保护管理条例》和《中国稀有濒危保护植物名录》的中药材加工，博彩业(含赌博类跑马场)，色情业等条目。这些条目删除后，相关领域按照内外资一致原则管理。

#### 四. 保持鼓励类政策总体稳定。

2017年版《目录》鼓励类条目共348条，与2015年版《目录》相比，新增6条，删除7条，修改35条。继续鼓励外商投资符合我国产业结构调整优化方向的领域，支持外资广泛参与“中国制造2025”战略和创新驱动发展战略，促进引资引技引智相结合，更好发挥外商投资企业对促进实体经济发展的重要作用。

先生方へのご質問は、以下のメールアドレスへお寄せ下さい。

info@u-how.co.jp 「中国法律相談箱」係

※中国の法律に関する一般的な内容に限ります(個人に関わる内容、複雑な内容のご相談には回答致しかねます)

※お客様のお名前・ペンネーム等は公表致しません

※回答は誌面のみで行います。採用が決定した場合のみ、弊社より掲載予定号をメールで返信させていただきます



楼莺  
(中国律师)

2008年9月 中国司法試験合格  
2009年7月 上海大学法学部卒業  
2013年3月 慶応義塾大学大学院民事法専攻修士課程卒業  
2013年4月 西川ソンドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業、久田・橋口法律事務所  
2015年5月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所入所  
2015年8月 上海律師協會(上海弁護士協会)に登録